

35

30

25

20

15

10

西山集

智

A18

572



13
572
4

西山遺事 卷七

大正十五年二月
花房仙文郎氏寄

「ある云者より是後まく毎年二月元日より立春まで之を以て
早朝より京都の方へ歸り遊ぶ所而西山の序と御焉
天皇今御車を御家室へ（家室の御）あへて其方とはれ遠
「さへ御内臣に立すはゆ

一ツ極めの立ちぬる所とけり將の先から。僕の先社と
あらわりかく。ソ原のものか。御子の御子の御と。御
立御行の神社（御事）と。御事と。御事と。御事と。御事と。
すむか入る御事と。御事と。御事と。御事と。御事と。

かくと上院をあらわすか上院の下の階へお間へせび
神の忌佛（代禪）と思ひゆる事也

一七月十九日辰の時を日未山に役人集ま（テテ文）と號を
神廟の門あるとちけど勿論本廟（増上寺）は入室
所爲教の法事吉の日す前日也付御陽壇の下を參列せ
るなり（主也）

一四五年正月八日お差はまて（テテ新道）而そお引ひよや入
羽衣の御膳一汁一菜の席食とらむと役（よしり）（よ
酒局と封底（シテ）め料（リヤウ）物（モテ）酒と煙（シテ）一切の金無

當初おまつり日遅れ親子の邊に通（テテ）よう正月忌（ミモ
セ）の内祥忌（ミモセ）（テテ）おま一吉歳（ニテ）と有（モ）う新進
官（カムヒ）御内侍（ミモセ）の御（テテ）右の（テテ）勿論（モ）御（テテ）事
不吉の御（テテ）あつて（テテ）お高掛（モテ）御（テテ）日月の光（モテ）中（モテ）
らぬ（モテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）
お義弟（モテ）お私との時命（モテ）お通（テテ）の（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）（テテ）
お詫（モテ）お世（モテ）お報（モテ）お詫（モテ）

一六母（モテ）（テテ）高宮殿（モテ）お高（モテ）（テテ）御（モテ）稻（モテ）村（モテ）（テテ）母（モテ）
佛（モテ）法（モテ）堂（モテ）位（モテ）御（モテ）臺（モテ）多（モテ）寶（モテ）塔（モテ）方（モテ）ま（モテ）生（モテ）鐘（モテ）樓（モテ）鈸（モテ）

達摩山門厨庫活潑寺里の通よひ達三都の爲め
と爲附口三郎の勅行を良田法事協法事の爲事
舊有且仕事より前年四月の爲に法事于詠の門下事
法事懶法十種の傳書多手和被の相傳之爲行持養
江即より今年の御事事は江即より法事中毎日
ウ衣冠あるうち主に用事めどもか在日未嘗也旦白室
五年丁巳十七酉鳥より相當に辯事則ち生面御けられり
之爲傳書又云冠ふる者ニシテ之爲法事御國作の二事未
足十卷と爲さねば極ま事多め候よかまはれども全まと

墨添モクゼンより済せて日蓮上人の書事の類目と内事等
箱の内に御形を之雪守の佛殿ボウデンにて御見け御當
御去モクスルに仰りて御事中に法衣襷ハツイシヤムと青弓アキヒヨウと御杖モチツクの例タマシ
地と穿方背アシラカヒの如シテ三國志サンガクシ西漢志セイカンシ二千七百零
九と御事モクジ年ニシテ私遊モリヅルの月ツキ被ハサフの御義授モジスルのあいには玄門と
書シテらむか却カツ合ハタハタ其ヒ也モ此コトのよ一古イチコトの中ノミに書シテる所シテ也モ此コト
後アフタ御事モクジ是シテと云ハナシ摩マ行ハシム行ハシム日ヒ益ヒツク之シテ名メイの少シテ中ミ仕ハシム小シテ之シテ
少シテ而シテと被ハサフ少シテ日ヒ益ヒツク之シテ名メイの少シテ中ミ仕ハシム少シテ之シテ
京キョウ本モン寺ジ主シテも内シテ御事モクジの少シテ少シテ仙セン賀カ力カのハ聖宝セイボウ御

沙法寺の村
田相附の右ノ骨守の邊
三昧堂といふ山と並んで法華の法所と仰建
諸量食堂正化寮より是處送佛名堂と能化と仰承
わまみの而化とか能物の伝乞方より不化多集り
是之正善堂の也有れども此日蓮祚寺曰來
行持院主義和傳南矣アリテ是之正善堂也
時分以能者也深く思ひ思ひ度す
唐也
一也古御りよ心考年といふ事も沙法寺万年僧也信吉信吉
浮雲庵文

信者良石
淨體而生

古事記傳刊之被守とシ立教部官山より正門と云ふ堂塔が
或通ニ江行力士都も沙門也かリ白敷、いかまし也
群臣と内侍並御勅の上鐘未だ打鳴り、今佛をすすむ
是を宣教人の例也と云、万年代身の邊骨とて得重也、
古經如法師、初万年代身は体の五座と云家事も
沙門也、西僧の古傳は後方より來莫非かくら右の事也
少極ど仰せられ、善め代身也事を初て也」と古鏡翁の言
内早幸少所あらん所也、西之門也と入き万年代身
かうは被守と云佛事也

伊佐美也酒井と別津船院古昌也

一西山云うとくもやわのの處西一門寺飯注山やうや
松のうち体はらくおおまとほのか廟奉行毫山で
早速門馬宿に附合ひのれまほり廟奉行毫山の處を
内海うち所處あらかじゆすまくせよ
父母の私物と居て朝まで奉ひ難く人曰迄
一そぞ皆神々或そ年月とるぬに其日より
高むともちもち新年度とまつて初の日より
立番ひぢやう歩道アシナリと申すとさとひゆ

足立山をせりよやこら伝の近村た日をわゆ一日を

立番

一季振志_{名前}のひまくわ右村
清葉園の中小池あり、側みと一せ田とけうり
苗とくま初の苗と極まとねき春育て、秋苗と穂と
こうのげとくま稻田かくあわが、まくても背小意
又家と門せ様と穂と青田からやうし中はのり育
と田を手うらの事也

一落葉却て造材の中の便_用_{はな}造材_{はな}一則ふ落葉

者あり家を食へ父を早へ起て母たるもすし懶
めやうに仕事作を性無く愚鈍あわた者り終日
重慶うへて和風うへて書かと作はと全くて没世としれ
母と暮らしに在る小書いのとく高麗うへて書く力と書
毛と書くわざうへて書くけふひてそ母の書ひ
却く窮本うへて書くわぬかあく書とまつて母
叔のと仕事うへて書く細物うへて書く人との細と文
官うへて書く細物うへて書く細とうへて書く日
母一人家うへて書く細物うへて書く日
母一人家うへて書く細物うへて書く日

御く母とあそて貰まふを農具を以て手あた母の鉢鍋と
机やんう為令りあそそ素雅小室と入て推行。前よりかへ
夏まで涼ああた暖かくと求て母とおや一室と用まし
御くまき上うへて二時よりひれへ母の側へとおもとと向
ゆひ慰並兩合鉢鍋うへて是と進う御とうへ
けづ母常て渴となり日あ一而と教育しておかれ
しむ家うへてと日夜と云ひ申すもと主と申す
時うへて資の如西山云津木と云種を力南宿(アガの宿
は作うつ不思議者と云ひ全一もひ左左の如キ)

重り宿泊は化粧のよし。内閣やおもろい行の旅費を支拂ふ
れて母とねぎまつて渡さうとするが、玉うめやく
おふくろとおひり相候るの役人ともお作手を附け、五代の
江戸市を改めて金子一集へ移る。油井能守の
田舎と聞かずして向ほ移らう。丁度、江戸の花街を
歩き者らめ

一門那部山形村に在る御室島徳と、お直の父市兵衛
といふ先づ物のうへて服飾あれ育目され、御室の初う
なりの高祖を御子を父市と生む。江戸に移る

右の御長ちに随ひ父市を不平足の商人す。益々
仕事生れかへり。父市のゆきはて用事で通じよるに
併せたゞかずと生れ父市ゆきとおもて御子を宣ゆくも
見ゆ。財用と同くとまことに御色が解見ゆまく行は
居ゆ。しづかに御内宿朝とて、其先ふく用事
ゆ。それなま時計のねむすみと歸らひゆ。之を
行かみと聞父市(家吉)とおからて御内宿。壯年となる
妻と離て夫の地方と妻とも移らう。食けたる妻
被災の教とまつて夫をたゞ中身行とまつて御子を父市

故の差病医師より御手縫り神仙の如く在世の間は余
ノ如候事無け御坐る事無事あひて手も身も口も
物も一切後見と仰ね日と漏年と仰みシ（余は後解）
つよ年老れぬよ生前の事より身も良年老齡と
以ての如き事仕事も一往也あらず身も口も耳も
眼も口も手も脚も病氣に罹りて生漏る事無事
支拂て今抱之る病氣も身の内に生漏る事無事
而か小かの身の筋骨はたゞ舌とちとす物へ又病
一ももとゆせたる毎夜高めに老衰氣弱力

ナリとま夜と仕事と仕事とあらま其解を已く口と心と
身と口と元文也の借合をかうて落付きたる事無事
がつち身不自由が身をとひかうてあらゆる事
王と身の如き事とからせり身常て湯とぬじれ
りて湯と見て進める身 神仙佛菩薩を報う事の
方舟行ひシテ身を農とす正事の機とむれ捨
玉歸て母と家廢しりぬ、遠道こうじて後事有事
あるもつひふと御縛身の身事がひまくけ
一の身の縛と迷う、難かぬ足物のうそ

秀忠の支拂ふ事に足りぬと云ふ事より考へゆる所
却く少しあり候事にて御心地をよしむる所と云ふ所れ
ごとまぬを承ぬる所へ云けども徳が才ふてはありの
仕方竹村と云ふ事より會津新川所からて爲め(力)
力のひすきをもつて御心地をよしむる所と云ふ所れ
て才も正しくも實色出づれば又おのづかに御心地を
人うれしき事より御心地をよしむる所と云ふ所れ
直屬(ひきゆく)御心地をよしむる所と云ふ所れ
西山云あら善後計すとなほ徳古小領(古田行の元請)

うきうちの肴と云ひか件の也お種萬事にて御心地
をよしむる所と云ひ御心地をよしむる所と云ひ
肴干りりたりぬ而山云涉一件と云ふ事より御心地

一那門御林村内三萬事と云ひて百姓を又と風と呼
チ年少半の酒食事と父と仕て奉ひやえ御十二年
父風と呼ぶ事と云ひて御心地をよしむる所と云ひ
こどり相と云ひて御心地をよしむる所と云ひて御心地
お酒酒肴と父の體と云ひて御心地をよしむる所と云ひ
「是と父と申す事と云ひて御心地をよしむる所と云ひ」

可の如きを猪の根と云ふ。父の體と重い。此を藉りて之を
遊物節 西山云々の邊へ通じがち其もわざう。假村
龍痴院とす。又云ふ。藉る者の者もあらず。而の底にあらず
と医師。診て家を出でかへり。從つてもう往來によれば
空病院。何れとも拘らず。是れは瘧疾也。店をさむ
事居けり。主は彼家より出ひたる者也。而の
事例入。是れはうなぎの半胸中。而の後は腹や腰を
被難生る。固章て。主は三歳以上の者。半箱も多葉
主と並出。一例今。用ひ。未だ未だ。未だ。未だ。

治癒の合意書と仰り候。之を。之を承り。而の
間金を取られ。行方。主や見ゆ。其事。其事。其事。
「上」は治癒券の事。主の事。其事。其事。其事。
日達。東洋薬本を。本を。本を。本を。本を。本を。
「本を。本を。本を。本を。本を。本を。本を。本を。本を。
被の者。ある。徳。感。大。細。大。細。大。細。大。細。
被の者。ある。徳。感。大。細。大。細。大。細。大。細。
一。百。件。の。う。み。食。あ。よ。う。う。う。う。う。う。う。
野。參。テ。奥。木。山。勝。用。事。の。あ。と。以。よ。送。う。う。う。

お仕事甘美役又は通事あれば其を以て此の地に立て
詔家（こうじや）あらまわる所と云ふ者有れ侍方
より行水（こうすい）を自今一包（いふく）に取れり其の役人（えりにん）とては室（むろ）を立たし方（ほう）の
仕事（しごと）を負ひて其の事（こと）を以て其の身（み）に付（つ）け
て山（さん）へ出（で）て其の年（とし）の年（とし）也（や）

都合の事は村の事よりは、百姓の事とてあらう
云ふ事は、百姓の事也御まへる事也、間違ひ
かくもと又あはれ、法度があつた人のまゝか
みゆきと、おもての事もあつたのである

生葉もりぬくにまかずやまゆれとおひがう連床の
ゆゑに身はよめを老廢すよるゝとせどもむか
あむゆきよし原はわねく事和あよわいむきよる
懶りやうすくとふの者と嫁（おとこ）娘（むすめ）を棄
て身の如房（おとこ）と肩（おとこ）すを恨（うらみ）ふよ上を
老（おとこ）の度（たま）人（ひと）よりひそひそに捨て化（くわ）爲（な）せんて死（し）ゆ
死（し）ゆや是（これ）と身（み）を捨てたる事（こと）と云ふ事（こと）と
云ふ事（こと）と身（み）を捨てたる事（こと）と云ふ事（こと）と

北道の主は仕合の者をもて親の曾
子の子孫を相手に内門御と名づけ
ては御所の處を下す中門の門上
に立候所を感歎の言辭を家へもてて
其の門前自全一包の口上也
御傳の内門を極め候
御御代化の仕事は江戸甘露院の事
事の有無の有無元の御の事
主の有り送りぬ

多喜永小守材の百付在處、初右八鳥書也。因材而西あすかの
又室御之子の貞岐立秦也。室度の意「よりよきもの」

女郎傳と字曰とあるのをもて或時史檮馬とまで高の先
に至り立教の如きを以て女郎よりはすとありし事す。女房の
圍碁入等入等とめ房目と云ふ。支の刀打ちと云ひ。後
もそつと小切付と云ふ男効中等と云ひ。又て切付而厚と云ふ
上通り通の節波支等と云ふ。前見は行ひ。而層等下
ウ層等はの才也

一人高野令内村の者又紺而屋村の者と宣寄仕而屋村の者多部
田村サムラノホシ。の平尾ヒロテラ。と云ふの家御子アヒ前アヒテ地也。

也房独孤、被逐め二者と爲。其也ノ事ノ間事之追手
大房あく地東う候者と出でて、之へて之へて也房サキ也
官れく相と提出向方主ミサキを行ひもあひてゆきとまゝとて
翠の軒タマノテラ。をとせしる事よ非と況や行者すかあらん若様は
之に押さざりて之の者もあらず。之に女の才也と。之も
之に付すとおも。一キ一言語イチモトハシとすとて之のを
之じれに追ひて押入アヒテ申あつそり也。一渡
西山云々とひゆうとおもひしは。女の才也と。神母が御方
帝と文の行アヒテと能ひおも。一ア屋裏アヤシをか少額アヒテの

節の支拂と西旅館(古川村)料金は日暮里の宿
一う耶(江戸前)青苔(青苔)村(山戸)から(の)の付を通せや。西山(西山)の時
也(ア)行(出)而被(被)林(林)と通(通)ひ(通)ひ(通)ひ(通)ひ(通)ひ(通)ひ(通)ひ
是(是)亦(ア)往(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)い(往)
馬(馬)と(と)價(價)を多く(多く)下(下)右(右)の馬(馬)と(と)古(古)の馬(馬)
ト(ト)銅(銅)が(が)は(は)行(行)月(月)の(の)民(民)の(の)業(業)の(の)通(通)れ(れ)の(の)運(運)を
感(感)知(知)り(り)あ(あ)る(る)店(店)あ(あ)

一立(立)年(年)中(中)遊(遊)行(行)上(上)入(入)也(ア)、(も)事(事)を(を)行(行)事(事)を(を)置(置)て
中(中)と(と)お(お)ま(ま)え(え)て(て)、(ア)立(立)年(年)中(中)同(同)よ(よ)う(う)遊(遊)す(す)て(て)船(船)

實(實)豈(か)家(家)の(の)ち(ち)か(か)平(平)家(家)小(小)澤(澤)馬(馬)城(城)と(と)成(成)り(り)也
御(御)家(家)あ(あ)る(る)ニ(ニ)の(の)侍(侍)北(北)奥(奥)あ(あ)る(る)信(信)仰(仰)い(い)る(る)け(け)
一(一)銅(銅)三(三)升(升)一(一)通(通)い(い)人(人)少(少)見(見)ゆ(ゆ)く(く)江(江)戸(戸)より(よ)西(西)山(山)に(に)来(來)
物(物)は(は)遙(遙)々(々)折(折)而(而)西(西)あ(あ)る(る)每(毎)一(一)平(平)家(家)と(と)お(お)隣(隣)
板(板)余(余)二(二)三(三)度(度)の(の)口(口)あ(あ)る(る)也(ア)、而(而)山(山)云(云)總(總)石(石)と(と)行(行)け(け)る(る)雲
見(見)ゆ(ゆ)く(く)と(と)あ(あ)る(る)、(ア)尋(尋)ふ(ふ)お(お)お(お)も(も)そ(そ)う(う)と(と)て
半(半)袖(袖)、(ア)腰(腰)と(と)腰(腰)と(と)て(て)尋(尋)ふ(ふ)お(お)お(お)も(も)そ(そ)う(う)と(と)て
一(一)度(度)う(う)極(極)く(く)思(思)ふ(ふ)敵(敵)あ(あ)る(る)、(ア)何(何)い(い)せ(せ)う(う)と(と)お(お)察(察)
海(海)と(と)敵(敵)あ(あ)る(る)、(ア)本(本)と(と)敵(敵)あ(あ)る(る)、(ア)敵(敵)の(の)勇(勇)と(と)實(實)

おほのあやういふと見えりをもはるる事違てやう
にゆきゆきかへりて今私心を進退し、君家小
忠節とはまことに義理、下心を被ひて
黒やう縁巻き青玉の竹の用ひで手の手本
あくべつや腰と口具とお裁朝服として皆てて
わらわや袖手、尾とまのうちひて腰と合ひ難解
富と明因花とわうし口とせんと尊主の大恩可
二とも詔すまわらじくらむ江作より
一歩勤の席上はなむと直面戸脇信仍章枝と云ふ

東照宮乃歎封仕の前初々千の村され少と常に才と
それでは指しよ多故を極め道奥、當家(まづり)と
「说と信仍可とあ家相傳のゆゑかすとまざる者
平生事にさかへたる事と合直面、江作のとて
事もよきと云ふと仰せられ、石田家業楠木源兵
半と行方有鶴とよ思ひて、江作に能てゆる
且羽音日向守光秀と君と教え大歎惜也立根
信長公の不徳すわく胸けよよりぬれあり

之の代へて其若ニ傳へる事無く、上人の有
りある事アリハ、即ち之の太輔は、自代の事少々
徳と直し、是れの事少々の事アリ、而して事多々の太連、之道の
乱徳の事、是れハ、而て極也相成ルの徳と云ひ、國家
用に極出事、改厚ニ出御す。彼やつせと極刑。
行口ナシキ能事ナキ也、シテ、能く懲惡と云
善行戒、言はば心に立仰。

一内家翁が初童の初の家老たる對し、
サアあらゆる湯を燭の向かふて、酒を飲む

諸人共酒と、西下るを家高葉の事、其事は御大ツ
前の人食事より、酒宴事多々人ともとも食ひつき
あり、酒を飲んで、其被事と、酒も酒宴も
ありの事、其被事と、其家食事と、其事は
其事が其事より能く、其人食事は不如其事
より行けり

一丙午生人のちまつりと見ゆる事の事、其事と雖と云
事御物中善く事多き事、免られ事、而て庶民
の有る事、能く能く事多々、其事小家老事、

お前が御立事あつて生まづ利多まづわざめりと
極上の火を以てるや宣れ極上の火に重雲の事あり
とは毎度きみかうのや今時事まづ津々敷きせま
思ふ事有事あつて有うてけんの所入る事
半々事一言有事と初え行けり者よ着用せ
多分さうおとす事無つてわざわざもろの身うる事
せうて有事へしもあらむれども何處法度のあれり
六事あると侍事そぞう事立と申とくは行つてゆる事
お前が御立事あつて生まづ利多まづわざめりと

「もとより是明宗の法也」と書く御部（おみべ）より是の節を
詔令の如く忠勇一勇まで毎月給ひたるが、りよ被徴用
官公職は遠慮するにあらず場の褐札（はくさつ）は其の里食を
支へ今ども沙見立札（さみだつさつ）も内使（うちし）も有て、公卿
御目見（みゆめ）有毛（あけ）は内使（うちし）も御目見（みゆめ）
一西山（にしやま）公卿御目見（みゆめ）の者毛（あけ）小内使（うちし）の仕方（しおう）も、内使（うちし）も御目見（みゆめ）
御目見（みゆめ）より刻印（こくいん）（又古作鑄印（じゆいん））と云ふ事（こと）も御目見（みゆめ）と云ふ事（こと）も御目見（みゆめ）と
同様（どうよう）に後（ご）へあらわす御目見（みゆめ）を上の御目見（みゆめ）と呼（よ）んで御目見（みゆめ）と云ふ事（こと）も御目見（みゆめ）と

あはれの小説より是れ也とぞ下物よばれ其男少
妻女ノ事多々仕方あるべし此作古事記也
一章吉元年八月堀田前守後藤信頼と稱紫石見守後藤信繁
江戸の内城内城か利根石見毛主高鴻高鴻にて詠詩詠詩あり
而山子山子の例書例書也御成御成の時時也
鎧修鎧修云力力ひち連連はは有有てお肩お肩を鉢鉢
わ易易りゆ由由家家之之舊舊也也極極と行行へる邊邊に朝朝也也
和和之之往往人人也也之之也筑前守篠原義也也
少少アリ西西人人之之也筑前守篠原義也也

一 梶谷高定良

信玄公の山野
四品侍千利

大樹家先云りるを愚のへん傳へ

じは尊は達と稱とよ曰うるに之を以て也
誠とぞしてはくわざとせむとて而山云者と聞ゆ
別れを乞ひよがれすとて定良年老のゆき身のゆき
は本は仰せられ自立又とくがち極端の馬と旅や
山車せよはまうをねらとてす而しねは放とて
一 中山市守信玄公居在後因わく是れをもかがひ事
病中、嘗て山車を以て廻るのをもたはせりとて
あこの怪とせめぐらし自然大の怪と称せ矣又

相序の節物の行はる事ある

二 まことにやうやくもあらうの事ある事
一テ多め所高えを後ちあふべ十紀一丈のアシキ石川下
宅アリ。あらぢちあふ(床と鄰)アシキ石川下
物アシキ石川下はよなまてけ情やうう小こ落着
あらぢアシキ石川下事の事とねま。押出酒肴と云
てお席出事あくサジ(手仕事)お手事と云う事
江戸の御流りを取れに業を営み居る事
家あくサジ業を営みセラル事あくサジ業

亦復何能也

史達書卷之九

西漢書卷八

一而山會り勝手の席（之義）と大野村（之義）、うす所（之義）にも今度の
之廟の御事（之義）を以て石川の家より移るが家主上原の事よ
候御事（之義）南の事（之義）三橋野の地の事（之義）1の麻生主と御縁
の自從御畠の御事（之義）と拂（之義）はとどり御宿（之義）か宣工の令
とよ御傳の令と拂（之義）拂事（之義）と拂事（之義）拂事（之義）よつれ人の
信とハ渋井（之義）也れや也れ事（之義）二三橋野の事（之義）
す人細々事（之義）拂事（之義）よつれ事（之義）

並作と江戸のまち城にて前よりおもて對坐す。伊月吉
豊島郡甲府沙土家の方に正席。沙土氏は即ち源氏
の沙土氏をも三家の沙土。豊島の沙土の名前也。小
西山云達。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏
沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏
沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏
沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏

一
和被のね座。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏
沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏
沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏
沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏の正席。沙土氏

の席注。第一部又用法二條のふと類。一門員。江
方半。沙土。李。張。志。の方。運。移。と。是。初。也。家。荒
沙土。唐。沙土。沙土。沙土。沙土。沙土。沙土。沙土。

詠觀音寶蓋薩摩行法經

露宿。朝。とも。の。罪。と。清。ぬ。し。鶯。の。山。照。日。昇。
樹。稻。木。村。之。高。寺。に。と。て。被。蒲。沙。被。乃。如。沙。被。
か。く。う。者。有。沙。被。高。僧。藏。故。以。と。聞。乃。家。臣。云。誠。を。大。效。
布。衣。高。袍。と。毛。被。佛。被。高。袍。高。樂。皆。是。布。衣。
一。寛。文。大。年。沙。道。河。の。洋。祠。二。千。八。百。案。市。降。之。沙。史。

御代の事、わが社と申す所蔵する古文書の者とも宣
社村某、江戸守聖年新地主虎九郎九拾七
西原三百畠四千疋の廻り破城の事、古希正印て百疋
内面右端の廻り手前附着血痕と加口破城と並
稻葉村之高主(元京都守)の傍に日降佐爾、江波
中村西村(水戸郡)宝幢院(水戸吉宗)を仰て之傳
至る所、(元)信濃守安運若母麻(水戸吉宗)が、
伊勢守常陸郡(水戸吉宗)也承下、
行處(水戸吉宗)と申す御子法式(水戸吉宗)也承下

諸君悲風之序但子英才以家道也而少其事
西山云常之門獻子叔子家有之私迎客之也行

一車初め立見碑下野玉那波の因達碑
西山云承事と歎
此處今通ひ倒き人の跡
名前て山家主佐々木守定と申す
室と古事記碑と古事記と申す
古事記と古事記の馬止村
大法院に之休む所

一
或
別
戶
也
弟
之
而
不
可
謂
云
而
是
也
建
之
而
不
可
謂
云
而
是
也

あはうすと見花院鏡田鬼丸又徳實孫二代玄孫古事記
高麗國左室郎の書と傳と云。信定もまた古事記あるが
書く所は少くあり現れぬ

一也人稱雲南（あく）神先主（しんせんし）にゆくと仙霞（せんげ）の地（じ）であつた
波手の境（さわてのきょう）、ゆき病（ゆきびやく）のいの原（いのはら）を出（で）てまのねうり
波松林（はいのりん）は太刀（たてつ）の雪（ゆき）倒（たお）しはせ・太信・太根と極（ごく）度量（どりょう）
の筒（つば）と拂（ほ）り一ノ日（ひ）の事（こと）。

如法院同長承二年法皇

ニニ病（びやく）に左之子（みのこ）一清（せき）がひよくまを宥（ゆ）ま

西山（にしやま）の源（げん）入是（いりそ）と云（いふ）す。近年往來（おひたま）の古跡有
ある者（もの）をすけ西宮櫻院（にしきゅういん）のあらすかあらすかの處（ところ）を
のよあく色（いろ）の内（うち）餘音（よごゑ）の素中（すちゆう）より櫻院寺事
ト（ト）す。少翁（すうおう）のよあくわからぬ相（あい）の底（そこ）を甚（ひな）しく
仁和寺（じんわじ）の御室（ごしつ）が院窮寺（いんきゆうじ）を出（で）て年（とし）も遙
々行（ゆき）は行經（こうきょう）の出（で）て（で）そ堂（どう）と云（いふ）右の松（まつ）より千
立像（だいぞう）の移迹（いせき）の立像と古形（こぎやう）の御室（ごしつ）を玄門の傍（そば）に
は行經（こうきょう）一部（いちぶ）書（かく）らるる并傳（ひわん）入寺の事（こと）す。法華義
首題（しゅだい）一遍（いつべん）のあ事（こと）を如（ごとく）て是（これ）と云（いふ）あ玄門の

經局に之を勧めが經局の祀と申せば道にか古寺祐先主
少納言加賀守御事の内侍の名と申すて今明也
一那門郡市毛村毛戸郷の東山の隅にある其山一里計也
泊村古見塚も永徳二年甲子寛文己地古汉半之元
重宝件の塚と考るを申す主之諭の經局據て
内里を打ひまじ經局の印側)

十羅刹女 常川之住光國
奉納大乘妙典一国三部聖

三十番神 當年今月吉日

ニヨリ二行小形付近の經局と 西山三指上ノ付
ノ冒す(タキミホアシ)是古は經局の出處(古也行
法社所云後卷所付之屬皆應起七寶塔と云)此地
堂院つ建地ノ具又彦ノ經局と納ムトより下者
蓋叢林の代なり(し幸い)阿彌の少喜院の古事記
寺と立丁跡とくちと云建立之跡件の經局と証
ち(田利うタタケ)と云莊着は行は幸と一來(シテ)幸
矣(幸也)行は少而証主セラヒ少遇古事記
經局云右の事と總せられ經局の莊着は幸也

竹角を安佐ノシルが國朝ノア
ウ表書トキシテ引と並加(是と同様のもの)
勿論ち山号、而シ云弓也、お加へ京都を國守
權傳都日輝行基文士松原と爾てと多再暴は如ノ風の
事有するを以テ改キ(此將來事無)○古事記
一涉國那古田の春野高里院と堂塔山之莊林
タリホトロシ石井あく所化寮とも山邊ヒリ
一西山云和子村ノ昌寺十七ヶ源の律風坐出法式
ウ改シスル如

一欲學法華者不論受布施不受布施一致勝劣
富士門徒并他宗學徒盡可許掛錫若恣我意
不改衣體返及法論之徒速可擯出寺門
一修正會中興忌涅槃會佛生會盂蘭盆會
祖師忌閑山忌本願忌大衆可具威儀會
于佛殿嚴重修法事下

一毎月十三日十四日齊時大衆可搭七条衣展鉢
之式如法行之

一正月元旦ヨリ至三日除夜安居之始終每月朔

望大衆可具威儀拜住持

一冬夏安居之暇可尋宿師積德他家宗義學

一僧房寮舍不可安仏像但掛曼陀羅
一葬斂之仗常光庵主專掌之住持不可至葬
處如其薦拔則當於佛殿行之

一不論有緣無緣及斂於道路葬本山者住持
當資其冥福

一墓上石誌前刻法華首題及法名後刻姓名
年月若墳墓碑石縱雖為儒法可隨其檀越

之求然禁祭之以酒肉

一鬼簿錄法名其下記姓名鄉里年月及事實不論

貴賤可薦冥福

一近世薦亡者修法事出其牌位於仏殿香華茶菓
備極供養而佛前之供具不及其百分之一是
大訛也夫薦亡之法以諸供物奉獻如來勤
修法事則依其功德亡者昇脫然不供架
而惟供七者則豈理也哉向後薦亡法事當
如法行之至七者牌位則於其平生所安之

處供養而可也

一近世富人死則不論其門地下賤妄費賤物高大其石誌莊飾其牌位而無士庶人之別向後石誌牌位共可堅守所定之制量

一以香火寺名為創建檀主之號則本朝中古之風而名卿鉅公之稱也然近世僧徒不論士庶謾授院号是大訛也向後堅禁之且夫院號之下安殿字乃_蒙林禪徒所傳謬而甚無義理向後縱雖有宦爵者有故號院号亦不得

安殿字

一近世書經文於布衫以為死人服名曰經衫是大訛也夫經典當如法書寫尊重恭敬然書于布衫以纏臭骸至焚燒而為灰燼非法之罪莫斯爲甚向後堅禁之

一近世名_テ橫被者古之覆肩之衣佛在世阿難一人右因緣_輪覆肩今僧徒著之者大違佛制又五條小襲沙裝者絡子之類絡子者唐朝南方禪僧之所著也叔氏要覽引根本直鵠磨強

為會通雖曰實勝空身而非仏制而禪僧妄作則何
為用之又袈裟上色帶号修多羅者是又後人謬
制而古師所訶也又法服之領名曰僧綱者又後
人之妄作也又名花帽子而裹頭者本是國俗
尼女之所蒙也僧徒用之者其始起於禁裏御
修法密徒之所蒙也是禦寒之服耳今當宗
僧徒龍衣其謬競以蒙之遂冒祖師像甚至
以綿帽代之非法之甚不足掛齒牙向後著如
上諸服不許入寺門况於共住之僧徒半慎勿

著非法之服

一念珠本是課仏號經咒而計其數之具也近世
僧徒并仏時操モテテ以為声甚無謂矣夫操以為声
乃修外法者所作也當宗僧徒豈為外法者流
之熊半向後堅禁之

一近世鬼子母神之像カウミン頭上以俗衣裹投之甚哉
殆似尋傀儡向後堅禁之當如法供養

右の律系と曰甲利仙延山之遠寺也列池上也寺京都
物也すもあき又中四の額妙法苑之付書也

西山云門自筆

一初稿の文抑すと圓化の如く未だうれし氣を減らす
キモキモ仕下すア廻用の手のひ詰むる所
一日蓬上人の筆す見おこす信家方とほんとうに相對
信也も「は」西山云門とち感もて宗、斯うの筆
山紫日持主、御辭也、而あはぬ、シテ御詔書
アサツキ也

一西山云門所は一度、アシテ、此處の筆圓、ア抄也、ア
シテ新居郷稻田の社と、御詔書を神石祭りも

あり、さういはと、かく、至底、御應痛つて出事
アシテ神主善室、アシテ、御詔書を、阿彌、御詔書を、
祐通、アシテ、御詔書を、阿彌、御詔書を、
并み、アシテ、正慶日月の體と、御詔書を、
御詔書を、天下泰平、將軍家、アシテ、命あらば、
一、ウ家主、志弘、左輔、文常、若、重樹の詩集と、見
菊、類、アシテ、詩十首、四又、右橋、御詔書を、
し、まづ、アシテ、文常、御詔書を、種と、アシテ、都、
寧廟、わざわざ、高齢、一、寒い、アシテ、文常、向、憶

秋の今と新菅公の菊と取どり一類にて同僚訪と
會へ立意九日侍事同歸菊
散一叢全應菊不秋練白丹黃金化出菊叢

花微臣把得瓶中滿豈若一經遺在家云 菅公の
詩九月九日西山云彷彿色と同視一良歎
多以酒元常也とも雅才と名せ申しにけり
依シテ自玉袖菊と毫タマの内ナカニ含ミテ像
物モノと野卷ハラタマりよ作ハサウエく彩色カラフルとツバメ賛
と觀禮寺カツラジ沙翁オウエン花家ハナガ韻ノリ乃
門モア乃ハシマ而ハシマ素スズク奥ハシマ佐サ播ハシマ乃ハシマ作ハサウエ西ハシマ了

之乃追和と江原

菊潭吉元常頃日求得菅右相畫像
九月廿九日展軸設宴各寅次沙花
韻以賦菅公把菊云

源梅里

公如猿鶴雜蟲希布人中優鉢花
晚節德高菅氏菊流芳藏左子
常家

侍トモ之乃追和と江原詩カツラジ翠岡木戸西
南アリ喜間

三十明計 游は松ノ木の翠園にうるわしく玉の林
ニ号ひて東の坂と羊腸坂を右肩と左郭すすめ
画像と乃伊新薦とおもむき獨楽塗湯と山備坐す
立加のよのを帝より古の画像立て京都より有病
幸大親王太陰城

前まことに候ゆる也と少し極て詮の庭にも菊
ウ御室のなかひきひ見ゆアシテ右孫の御親王
石尾門直守氏信桃源野所道店はま眞引市下元高
升と玄徳の鷺鷹韻生省 西山云々追和と見ゆ

一東波詞曲の内ノ不興梨花同音代り是もわらぎの字
卒聲ノ押し例にて邊音の字有時も主声ノモ
用ひ立つて西山云々西山云々沙羽ハ格平声ト主く主聲ト
沙考韻付處其處ノ不沙羽ハ格平声ト主く主聲ト
あ字押し立つて音の字と主声ノ用立つて主聲ト
立れ立つて主声ノ押し立つてね極
古今の母子通假ニ立つの如ク御之儀之 西山云々波仕立
テセキ 鷹司前閑白房輔公 有柄川幸仁親王
門上鳥の弓弓方南酒井少翁文

一
代
先
人
所
藏
中
小
古
物
及
掛
屏
十
幅
及
打
馬
球
棋
盤
一
副
改
易
部
分
等
物
及
其
他
物



早稻田大学図書館

011688998419